



## BPM Training Service Program Menu

### ■ BPMとは

**BPM**は、**Business Process Management**の略で、**BPR**や**IT導入プロジェクト**のようなイベントとは異なり、企業にとって必要不可欠な継続的な改善活動である。

その第一人者である**Dr.A.W.Scheer(独)**は、**図1**のようにモデル化している。**ピンクのゾーン**が**BPM活動**で、**グレーゾーン**の日常の活動を**経営目標達成に向けた最適なプロセス**にするために**継続して取り組まなければならない改善活動**である。

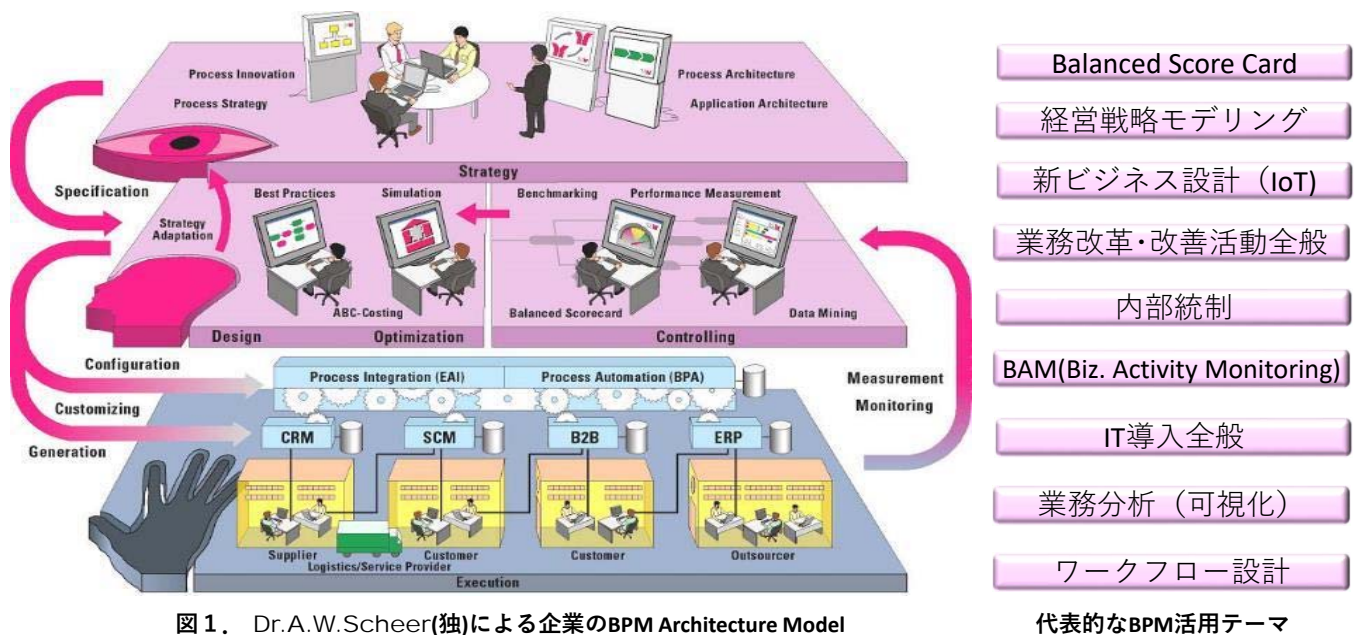


図1. Dr.A.W.Scheer(独)による企業のBPM Architecture Model

### ■ 本トレーニングプログラムのコンテンツ

BPM活動においては、その概念と本質の正しい理解はもとより、実践・成果の肝は、“モデリング”の習得に掛かっている。

本トレーニングは、自己流やローカル手法ではない、以下のコンテンツを提供する。

- 欧米におけるモデリングの歴史的な変遷・正道の基礎知識
- 上記を学び、私自身が正攻法で取り組んできたグローバルで通用する実践モデリング技法の手順・ノウハウの開示
- ケーススタディによる即応用可能なベースモデルの作成
- 具体的案件をテーマにした実践モデルの作成

メニューの概要は、裏面参照。



# トレーニングプログラムメニュー概要

## ■ Standard training program of modeling for BPM

	AM	PM
1日目	1. トレーニング目的の確認 2. 概念・基本理念/定義の理解	3. 実践モデリング手法の習得 =ヒアリングノウハウご伝授 ①目的、要件整理技法 ②業務可視化手法(1)ビジネスチェーンモデリング
2日目	3. 実践モデリング手法の習得 =ヒアリングノウハウご伝授 ②業務可視化手法(1)ビジネスチェーンモデリング (続き)	3. 実践モデリング手法の習得 =ヒアリングノウハウご伝授 ③業務フロー図の書き方と課題抽出ノウハウ習得 ④課題抽出～分析テクニックご伝授
3日目	3. 実践モデリング手法の習得 =ヒアリングノウハウご伝授 ⑤シミュレーションを使った分析手法	4. 実践事例紹介 5. 実装へのつなぎ方技法 6. (ここまでの基本編部分)まとめ
4～5日目	7. ケーススタディ【応用編】	
6～10日目	8. 自部門での実案件への適用【実践編】	

前半3日間を<基礎編>、中盤2日間を<応用編>、後半5日間を<実践編>として分けて実施も可能。更に、貴社要件、取組テーマに応じて、柔軟にアレンジ可能です。

## ■ Standard Model Architecture – 業務改革テーマ適用サンプルイメージ

目標図

中期経営計画に基づく  
今期施策方針の中での施策テーマ  
の位置づけと成果目標設定

プロセスチェーン図

成果目標達成に関わるビジネス  
プロセスのつながりを明確にし、  
ボトルネックを探し出すモデリング

業務フロー図

・実践では、ボトルネックとなっている業務に対して、担当から実務上の課題・問題点をヒアリングしながら、目の前で可視化(通常、10日間で120以上の課題・問題点を抽出)  
・ここで抽出した課題の因果関係の連鎖を追うことにより、抜本的改革方針を導き出す

目標達成のための  
ボトルネックと解決方針の提示

【戦略目標】  
A. 『利益率倍増を目指す』  
施策A1. “収益を考慮した業務チェーンの確立”  
施策A2. “上記チェーンを維持するための情報一元共有プラットフォームの構築”  
B. 『原価計算精度の向上と集計稼働の半減』  
施策B1. “以下のシステム再構築”  
①設計書・図面 (PLM)  
②BOM (標準原価格上対応)  
③製造資源計画 (MFP II)  
④進捗管理 (物の動き、仕掛計算対応)

課題ツリー

お問い合わせは



BPM-navigator

代表 大川原 文明

商品のお問い合わせはこちらまで  
090-8941-1834  
<https://www.bpm-navigator.com/>  
okawara@bpm-navigator.com  
受付時間 9:00～17:00 (土、日、祝日は除く)

※本カタログに記載されている会社名、製品名は、それぞれの会社の登録商標、または商標です。

※本カタログに記載されている内容、仕様については、予定なく変更する場合があります。

※本製品を輸出する場合には、外国為替および外国貿易法ならびに、米国の輸出管理関連法規などの規制を御確認の上、必要な手続きをおとってください。

なお、ご不明な場合は、当社営業にお問い合わせください。